

## 平成 19 年度決算における十和田市の健全化判断比率等の公表について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（以下、「財政健全化法」）に基づき、平成 19 年度の健全化判断比率と公営企業の資金不足比率を算出しましたので公表します。

健全化判断比率は、4 指標とも国の定める早期健全化基準（財政再生基準）未満になりました。4 指標の比率は、次のとおりです。

### 健全化判断比率

実質赤字比率 （％）	連結実質赤字比率 （％）	実質公債費比率 （％）	将来負担比率 （％）
- (12.64) <20.00>	- (17.64) <40.00>	15.5 (25.0) <35.0>	141.5 (350.0) -

1. 実質赤字比率及び連結実質赤字比率の欄の「-」は、実質赤字額及び連結実質赤字額がないことを表します。
2. ( ) 内の数値は、十和田市における早期健全化基準を表します。
3. < > 内の数値は、十和田市における財政再生基準を表します。

資金不足比率は、病院事業会計のみ国の定める経営健全化基準以上になりました。公営企業会計ごとの資金不足比率は、次のとおりです。

### 資金不足比率

公営企業会計の名称	資金不足比率（％）
水道事業会計	- (20.0)
下水道事業会計	- (20.0)
病院事業会計	26.3 (20.0)
温泉事業特別会計	- (20.0)
地方卸売市場事業特別会計	- (20.0)

1. 資金不足比率の欄の「-」は、資金の不足額がないことを表します。
2. ( ) 内の数値は、経営健全化基準を表します。

なお、今回公表する平成 19 年度の結果については財政健全化法に基づく計画の策定義務はありませんが、平成 20 年度においてこの基準を超えた場合は、健全化判断比率にあっては「財政健全化計画」又は「財政再生計画」、資金不足比率にあっては「経営健全化計画」を定めることとなります。

## 健全化判断比率、資金不足比率の算出に用いる各種用語の解説及び算定に用いた数値

「**実質赤字比率**」は、一般会計等の実質的な赤字の割合を表したもので、一般会計等の実質赤字額を標準財政規模で除して算出されます。十和田市では、実質赤字額が発生していないため「-」で表していますが、この比率が高くなると、一般会計等の収支のバランスがとれておらず、財政状況の悪化を表します。

「**実質赤字比率**」 = (実質赤字額) / (標準財政規模)

・実質赤字額(実質黒字額)	0千円(566,564千円)
・標準財政規模	17,118,401千円

実質赤字額はないことを「0」で表しています。

「**連結実質赤字比率**」は、十和田市の全会計を合わせた実質的な赤字の割合を表したもので、公営企業会計等を含めた全ての会計を合算して得た連結実質赤字額を標準財政規模で除して算出されます。この比率が発生すると、市全体の収支のバランスがとれておらず、一般会計を含めた全会計での対応が必要になります。十和田市では、病院事業会計において資金不足額が発生していますが、それ以外の会計の黒字(資金剰余)により、病院の資金不足額を打ち消しているため、連結実質赤字額は発生していないことから、「-」で表しています。

「**連結実質赤字比率**」 = (連結実質赤字額) / (標準財政規模)

・連結実質赤字額(連結実質黒字額)	0千円(1,951,788千円)
(連結実質赤字額の内訳)	

・一般会計等の実質収支額	566,564千円(黒字)
・国民健康保険事業特別会計の実質収支額	114,538千円(黒字)
・老人保健特別会計の実質収支額	115,530千円(黒字)
・介護保険事業特別会計の実質収支額	147,417千円(黒字)
・水道事業会計の資金不足・剰余額	1,940,019千円(資金不足でない)
・下水道事業会計の資金不足・剰余額	436,558千円(資金不足でない)
・病院事業会計の資金不足・剰余額	1,382,787千円(資金不足である)
・温泉事業特別会計の資金不足・剰余額	7,137千円(資金不足でない)
・地方卸売市場事業特別会計の資金不足・剰余額	6,812千円(資金不足でない)
・標準財政規模	17,118,401千円

連結実質赤字額はないことを「0」で表しています。

「**実質公債費比率**」は、十和田市が義務を負うすべての借入金の返済額の割合を3ヵ年平均で表したもので、借入金の返済額及びこれに準ずる額を標準財政規模等で除して算出されます。この比率が高くなると、他の事務事業に使える予算に影響を及ぼし、多様な行政サービスを実施することが困難になります。

「**実質公債費比率**」 = {(元利償還金 + 準元利償還金) - (特定財源 + 元利・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額)} / {標準財政規模 - (元利・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額)}

平成 17 年度

・元利償還金	3,769,240 千円
・準元利償還金	2,110,610 千円
・特定財源	340,721 千円
・元利・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額	3,043,804 千円
・標準財政規模	17,331,742 千円

平成 18 年度

・元利償還金	3,750,779 千円
・準元利償還金	1,700,705 千円
・特定財源	288,909 千円
・元利・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額	3,002,759 千円
・標準財政規模	17,166,413 千円

平成 19 年度

・元利償還金充当一般財源額等	3,717,192 千円
・準元利償還金	1,638,079 千円
・特定財源	305,951 千円
・元利・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額	3,093,956 千円
・標準財政規模	17,118,401 千円

「**将来負担比率**」は、現時点において、一般会計等が将来負担すべき総額の割合を表したもので、十和田市の一般会計の借入金（地方債）や将来支払うべき負担等の見込額を標準財政規模等で除して算出されます。この比率が高くなると、拘束された支払いの影響により、将来的に柔軟な行政サービスを実施することが困難になります。

「**将来負担比率**」=（**将来負担額 - 充当可能財源等**）/（**標準財政規模 - 地方交付税措置額**）

将来負担額の内訳として

・地方債の現在高	36,973,875 千円
・債務負担行為に基づく支出予定額	241,302 千円
・公営企業債等繰入見込額	25,383,500 千円
・組合負担額等見込額	2,186,504 千円
・退職手当負担見込額	6,428,449 千円
・設立法人の負債額等負担見込額	0 千円
・連結実質赤字額	0 千円
・組合等連結実質赤字額負担見込額	0 千円

で構成されます。

充当可能財源等の内訳として

・充当可能基金	4,973,829 千円
・充当可能特定歳入	7,342,906 千円
・基準財政需要額算入見込額	39,044,817 千円

で構成されます。

・標準財政規模 17,118,401 千円

・ 地方交付税措置額

3,093,956 千円

「**資金不足比率**」は、公営企業会計における現金（資金）の不足額の割合を表したもので、公営企業ごとに資金の不足額を事業規模で除したもので算出されます。資金不足額は、法適用企業にあつては流動資産より流動負債が、法非適用企業にあつては歳入額より歳出額が大きくなった場合に算出され、十和田市では病院事業会計が該当しています。この比率が生じると企業の収支状況に問題があるため、経営の見直しが必要になります。

「**資金不足比率**」 = (公営企業会計ごとの資金不足額) / (公営企業会計ごとの事業規模)

・ 水道事業会計の資金不足額	0 千円
・ " の事業規模	1,463,037 千円
・ 下水道事業会計の資金不足額	0 千円
・ " の事業規模	1,074,926 千円
・ 病院事業会計の資金不足額	1,382,787 千円
・ " の事業規模	5,240,660 千円
・ 温泉事業特別会計の資金不足額	0 千円
・ " の事業規模	27,766 千円
・ 地方卸売市場事業特別会計の資金不足額	0 千円
・ " の事業規模	26,013 千円